

第4章 基本方針

第1節 整備の基本理念

令和2年度に策定した保存活用計画で大綱として示している「原城跡の史跡としての望ましい将来像」（表4-1）を踏まえて、本計画における整備の基本理念を以下のように定める。

表4-1 原城跡の将来像

原城跡の将来像（保存活用計画における大綱）
1. 有馬氏により築かれた織豊系城郭ならびに島原・天草一揆の戦跡としての歴史を学び、体感できる場として整備し、適切な保存と後世への継承を図る。
2. 当地域の歴史はもとより、我が国の近世史に大きな影響を与えた歴史的舞台として調査研究に寄与し、当地域の歴史を学び、情報発信を行う拠点とする。
3. 世界の代表的な遺跡として、多くの人々が当地域の歴史や文化を感じられる憩いの場とする。
4. 原城跡を、地域の文化財や観光スポットとの連携ネットワークの中核とし、また世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産としての特性を活かし、関連資産等を有する自治体との協力も行いながら地域活性化に寄与する。

《整備の基本理念》

有馬氏時代に築かれた城郭跡として、
江戸幕府が宗教政策や海禁体制を確立した「島原・天草一揆」の戦跡として、
世界文化遺産となった史跡原城跡を適切に守り、

その価値を、広く、正しく伝える整備の実現

第2節 整備の基本方針

基本理念と保存活用計画の「第5章 大綱・基本方針」に示した「3）整備の基本方針」（表4-2）を踏まえ、かつ整備事業に伴う様々な管理運営を考慮し、本計画における整備の基本方針については、「保存のための整備」、「価値を伝えるための整備」、「動線や活用のための整備」、「維持管理」、「公開活用」、「運営体制」に分けて以下のように定める。

表 4-2 保存活用計画における整備の基本方針

原城跡整備の基本方針（保存活用計画における基本方針）
<p>① 保存のための整備を計画的に実施し、原城跡の本質的価値を将来に向けて確実に保存継承する。</p> <p>② 原城跡の本質的価値を活かした活用のための整備を計画的に実施し、安全かつ快適な見学環境を整備する。学校教育、生涯学習、地域振興、観光振興等への貢献にも十分配慮した整備を実施する。</p> <p>③ 整備効果を高めるため、史跡内の基本動線を設定する。</p>

1) 保存のための整備の基本方針

- ・城郭および島原・天草一揆の戦跡としての本質的価値を構成する諸要素である遺構等を適切に保存するための整備を実施する。
- ・本質的価値を形成する曲輪の地形等を保全するために、大雨等によるき損箇所への復旧やき損の主な原因となっていると考えられる雨水排水処理について必要な措置を講じる。
- ・史跡の保存や景観、近隣住民の生活に影響を及ぼす樹木等については、伐採や強剪定など必要な措置を講じる。
- ・発掘調査等により今後検出した遺構などは、その価値や適切な保存方法について分析・検討したうえで必要な措置を講じる。

2) 価値を伝えるための整備の基本方針

- ・広大な史跡全体を有効に活用し「有馬氏時代に築かれた城郭」および「島原・天草一揆の主戦場となった戦跡」という2つの本質的価値を来訪者が正しく理解できる整備を行う。
- ・絵図などの史料をもとに、島原・天草一揆の主戦場となった戦跡としての価値を伝える場として活用するための方策を検討し実施する
- ・史跡の本質的価値の理解につながる新たなガイダンス施設を、観光振興、物産振興等にも資する原城跡世界遺産センターとして整備する。
- ・発掘調査等により今後明らかになる遺構などについては、価値の理解につながるものについては公開・活用の対象としてその方法の検討を行う。

3) 動線や活用のための整備の基本方針

- ・史跡全体の見どころを楽しく理解できる動線設定を行う。
- ・城本来の登城道をできるだけ活用し、必要に応じて既存の里道活用や、園路整備を行う。
- ・見学動線上の見どころや解説表示を本丸以外においても充実させ、見学者の満足度を高めながら、遺構の整備や顕在化が進んだ本丸への回遊を促す。
- ・見学動線上における適所に、原城跡の活用に必要な便益施設を整備する。

- ・当面、本丸において車椅子や足腰の弱い方でも本丸へ登城しやすい動線を整備する。
- ・歩行者動線と車両動線の分散を促進し、安全性を向上させる。

4) 維持管理の基本方針

- ・原城跡の本質的価値や保存活用のための施設等の維持管理を適切に実施する。
- ・保存管理の対象となる遺構等についての調査を継続し、より明確化する。
- ・現状変更等行為に対して適切なコントロールを行う。
- ・保存管理と整備活用の有効な手段として、土地の公有化を継続する。

5) 公開活用の基本方針

- ・調査研究成果の積極的な公開活用を図る。
- ・学校教育、生涯学習、社会体育等の場において、有効な教育資源としての活用を図る。
- ・地域振興等の分野において積極的な活用を図る。
- ・南島原市の代表的史跡、世界文化遺産の構成資産である利点を生かし、観光資源としての活用を図る。

6) 運営体制の基本方針

- ・保存・活用・整備のために必要な運営及び管理体制を構築するとともに、必要な財源の確保を図る。
- ・整備事業の推進にあたり、関係機関、庁内関係部局との連携、ならびに市民との協働の維持・強化に努める。